

アメリカの禁酒法をめぐる米加関係

高 村 宏 子

1. はじめに

アメリカの1920年代を特長づける禁酒の試みは、プロテスタント的倫理観、保守主義、あるいは移民排斥を生んだネイティヴィズム等の象徴として描かれ、今日ではアメリカ史の中の特異な存在、「行き過ぎ」、失敗に終わった「実験」とされて、禁酒法自体、顧みられることが少なくなっているように思われる⁽¹⁾。しかし、視点を変えて禁酒法をめぐる問題を隣国カナダ（当時はイギリスの自治領）との関係でとらえなおすと、そこには今日的な意味を見いだすことが可能である。本稿の目的はまさにこの点にあるといってもよい。

アメリカに古くから存在したといわれる禁酒運動は次第に禁酒の立法化を求める運動へと発展し、1845年にはニューヨーク州ではじめて禁酒法が制定された。その後、禁酒法を制定する州は増え続け、1917年までに26州で禁酒法が実施されていた。さらに禁酒を徹底させるために全国的な立法を求めるようになり、第一次世界大戦が始まると、酒類原料の節約を理由にその要求はますます大きくなった。1917年、酒類の醸造、販売、運搬、および輸入、輸出を禁止した憲法修正案が米国議会を通過し、1919年には諸州の承認を得て憲法修正第18条（以後、修正第18条とする）として確定・公布された。そして同年、この修正第18条を施行するためのヴォルステッド法が成立、1920年から全国的な規模で禁酒が実施されることになった。

しかし、全国立法で規制しても、近隣諸国から持ち込まれる酒類が禁酒の完全実施を困難にしていることが間もなく明らかになった。とくにカナダは、酒類の不正流入に最も責任があるとしてしばしばやり玉に挙げられた。カナダでは、アメリカと同様、根強い禁酒運動が功を奏して1907年から1917年にかけてほとんどの州で禁酒法が実施された。が、アメリカと違って全国立法には至らず、それぞれの州法による規制しかなかったことや、カナダ政府が酒類の輸出を合法と認めていたことなどから、アメリカとの間に摩擦が生じる結果になった。一方、アメリカの禁酒法をめぐる米加間の問題を解決するために両国政府の間に交渉が生まれたため、1930年代から徐々に緊密化していく米加関係の基礎ができたという見方もできる⁽²⁾。また、カナダの多くの州が1920年代に相次いで禁酒法を廃止して、その代わりに酒類の販売を公営化していく過程は、禁酒法に代わる酒類管理の新しい方法を模索しているアメリカ人にとっては示唆に富むものであった。本稿はこれらの点に注目し、アメリカの禁酒法をめぐる1920年代に展開された米加間の関

係について考察した小論である。なお、資料は主として『ニューヨーク・タイムズ』を利用した。

2. カナダからの酒類流入

アメリカで禁酒の試みが失敗に終わった主な原因の一つに、酒類の密輸・密売の問題があった。とくに酒類の密売がギャングの資金源となって悪の温床を育てることになったため、禁酒法は当初目指した道徳的な方向とはまるで逆の方向に向かう結果になった。このことが禁酒法廃止の有力な理由になったことはよく知られている。

禁酒法が実施されてはやくも1年後、1921年1月4日付『ニューヨーク・タイムズ』にはカナダからの酒類密輸入に関する記事が登場する。同紙によれば、過去3カ月間にカナダからヴァermont州に流入した酒類が「巨大な程度」に達していることが発表されたという。また、6月3日付同紙は、国境に近いカナダ領内に酒類を貯蔵した建物が発見され、密輸が示唆されたことを報道している。翌1922年になると密輸関係の記事はもっと増え、4月5日付同紙によれば、密輸が「おびただしい」量に達しており、たとえば4月1日にニューヨーク州バッファロー付近のカナダとの国境を視察した連邦の禁酒法実施局長は、「ニューヨーク市に流れこむ密輸酒の大部分がカナダから来ている」との確信をもった⁽³⁾。このころになるとカナダとの国境の各所をあらゆる方法で突破して酒類がアメリカに運び込まれるようになった。飛行機を利用した密輸さえ発見されている。5月16日付『ニューヨーク・タイムズ』は、酒類を積んだ飛行機がカナダからニューヨーク州に進入後、農場に墜落し、密輸が発覚したというニュースを伝えている。

こうした状況に対処するためカナダとの国境付近のパトロールが強化されるが、それでも酒類の流入を食い止めることはできなかった。禁酒の徹底をはかろうとする人々は、酒類の輸出を認めているカナダの政策に原因があるとみて、カナダ側の自主規制を期待して協力を求めようとした。1923年、国務長官のチャールズ・エヴァンズ・ヒューズは、カナダの港を出港してアメリカに向う船舶で酒類を積んでいるものの出港を認めないでほしいと、カナダ政府に要請した。カナダ政府はこの要請をいったんは拒否するが、やがて酒類密輸の問題を米加間で協議することをアメリカ側に提案し、1923年11月にはオタワで米加会談が実現した。こうしてアメリカの禁酒をめぐる問題はアメリカ・カナダ両国政府間の問題にまで発展していくのだが、このことについては次のところで詳しく述べることにする。

問題は、カナダの存在がアメリカの禁酒法を事実上骨抜きにしたことである。政府間の交渉をどんなに重ねても、カナダがアメリカへの酒類の輸出を認める限り、カナダから運び込まれる酒類の流入は年々増え続けた。たとえば1924年（会計年度）にカナダから運び込まれた酒類は、前年度に比べて、ビールが10万ガロン増加し、ウイスキーは2倍近くに増加している⁽⁴⁾。また輸

出額においても、1924年（会計年度）には、8,714,700ドル、1925年には11,610,109ドル、1926年には17,207,777ドル、1927年には22,162,370ドル、1928年には24,132,188ドルと、毎年確実に増加している⁽⁵⁾。同時に、これらがカナダの酒類の全輸出額に占める割合も増加しており⁽⁶⁾、酒類の輸出に関してカナダがアメリカを最大の得意先としていたことがわかる。

カナダではたとえ禁酒州でも酒類の輸出は許されていたが、それは日の出から日没までに限られ、夜間の持ち出しは禁じられていた。したがって、酒類を日没前にカナダ側から運びだして国境近くのアメリカ領内にいったん隠し、夜間まで待ってそれを持ち出すというのが、密輸業者たちの常套手段となっていた⁽⁷⁾。隠し場所には農家の納屋などがよく利用された⁽⁸⁾。また、両国の境界をなす湖や河川も密輸取引の格好の場であった。こうした取引は、カナダ領内で行われる限り、カナダの法律には抵触しないことになっており、アメリカ側の国境警備を強化する以外に防止策は見あたりそうにもなかった。しかし、密輸取締り官の数は広大な国境に比べてあまりにも少なく、そのうえ安い賃金で長時間働かされたので、その労働条件の悪さが取締りへの熱意を失わせたり、あるいは腐敗につながったりしたとみる意見もある⁽⁹⁾。事実、国境のあらゆる道路や水路に目を光らせることはほとんど不可能に近いことであった。アメリカとカナダの都市の間には国境をはさんでいくつかの密輸ルートができあがっていた。カナダのウィンザーとミシガン州デトロイトの間の密輸取引が相当量に達していたことを示す例として、1928年5月27日付『ニューヨーク・タイムズ』は皮肉をこめてこう述べている。「〔デトロイトは〕世界の自動車産業の中心だが、デトロイト第2の産業が不法な酒類取引であるということを裏づけるかなり信頼できる数字がある。デトロイトの自動車の製造・販売額は年間20億ドルに達し、化学工業が約9000万ドルに達しているが、その中間に位置するのがデトロイトの不法な酒類取引で、その額は2億1500万ドルと推定される」。また、クリスマス・シーズンが近づくと、国境を越えてアメリカ側に酒類を運び込む車の通行が増え、取締りはますます追いつかなくなった。なかにはその手薄な警備の盲点について、密輸ルートに潜んでいて酒類を強奪する「ハイジャッカー」が出没する事件も多数発生したと、1923年12月14日付『ニューヨーク・タイムズ』は報道している。

一方カナダでは、禁酒法が不評になり、次第に禁酒法を廃止する州が増えた。その結果、飲酒および酒類の購入を目的としてアメリカ人旅行者が多数カナダを訪れるようになった。例えば、カナダのケベック州が1921年から酒類の販売を政府の手で行うようになり、禁酒から解放されると、モントリオールやケベック・シティーにはアメリカ人が「侵入」し、「ホテルや下宿屋は屋根裏部屋までぎゅーぎゅー詰め」になった⁽¹⁰⁾。これらのアメリカ人たちは2、3泊して飲酒を楽しむのが普通だったが⁽¹¹⁾、このほか日帰りで酒類の買い出しに来るアメリカ人も少なくなかった。公営の酒類販売店には「日曜日以外の毎日、午前9時から午後6時まで男女の人の波が絶え間なく続き、〔だれもが〕手ぶらで店に入り、茶色の紙に包んだ瓶を手に出て来る」と、1924

年8月31日付『ニューヨーク・タイムズ』は書いている。同紙によれば、アメリカ人旅行者の多くは自動車で来て、1人平均6本持ち帰るのだという。アメリカ人旅行者の急増でカナダの酒類の消費は大幅な伸びを示した。ケベック州酒類管理委員会の発表によれば、アメリカ人旅行者の多い時期は酒類の売上が伸びており、たとえばワインの売上は1923年1月の27,768ガロンに対して、同年6月に37,350はガロンとなっている⁽¹²⁾。さらに、アメリカ人旅行者の多く集まる地域で売上がとくに伸びていると、同委員会は報告している⁽¹³⁾。一方、こうした状況に目をつけたアメリカの投資家たちが、国境に近いカナダの町のホテル、レストランなどを買収したり、あるいはフェリーの発着所や列車の駅の近くに下宿屋やカフェを開いたりしたため、アメリカ資本がカナダに流れ込むことになった⁽¹⁴⁾。アメリカの酒類密輸入やアメリカ人旅行者の増加によってカナダが経済的利益を得たことは明らかであり、アメリカの禁酒法は隣国の経済にまで少なからぬ影響を与えたことになる。

3. 米加間の交渉

1920年代はじめ、酒類の密輸をめぐってアメリカとカナダ自治領の接点に立っていたのはワシントンのイギリス大使館であった。アメリカがカナダ側の協力を求める一方、カナダ側は船舶の不当な差押えなどでアメリカを非難するなど、同大使館にはアメリカ、カナダの双方から要求や抗議が寄せられていた⁽¹⁵⁾。アメリカ政府はイギリスに働きかけて、船舶搜索権の適用範囲を領海3マイルから12マイル（カナダ側は船で1時間の距離と解釈）に広げる協定を結び、これに自治領のカナダが加盟すれば、酒類の密輸防止に役立つと考えた。アメリカ政府の要請に応じて、イギリス政府は1923年の英帝国会議で自治領にはかつて了承を得た上で、1924年1月にこの「英米条約」に調印した⁽¹⁶⁾。同年3月カナダ下院が、つづいて4月にカナダ上院がこれを承認して、カナダの「英米条約」加盟が実現した。これによってアメリカの沿岸警備の範囲が広がり、カナダから酒類を積んでアメリカに向う船舶に対する取締りが強化されることになった。

一方、アメリカ外交筋は1922年頃からカナダと非公式に接触をはかって、酒類の密輸問題にカナダ側の協力を得ようと努めていた⁽¹⁷⁾。アメリカ側の目的は、禁酒法を実施している国への酒類輸出を禁止するようカナダに求めることであった。1923年6月、国務長官ヒューズはワシントン駐在のイギリス大使、オークランド・ゲデスを通じて、カナダがアメリカ向け酒類の出荷を禁止する立法措置をとるよう要請した⁽¹⁸⁾。これに対してカナダ政府はアメリカの要請を拒否する一方、酒類密輸の問題を米加間で協議するための会談をオタワで開催することを提案した。1923年11月末、アメリカ側からは禁酒法実施担当の財務次官補、マッケンジー・モスが出席して「オタワ会議」が実現した。会議の開催を前に、10月28日付『ニューヨーク・タイムズ』は、「カナダ政府は国際関係と国境保全の角度から問題に取り組むだろう」と、ワシントンの観測を報道し

ている。事実、アメリカへの酒類輸出を合法であると主張してきたカナダが譲歩をみせて会談を提案してきた背景には、カナダの対米関係に対する配慮があった。当時カナダの世論は二つに分裂しており、アメリカの要請に同情的な声がある反面、アメリカとの協力関係に反対する声も少なくなかった⁽¹⁹⁾。しかし、カナダ政府はアメリカとの友好関係を重視する外交的判断を優先したことになる。

アメリカがオタワ会議に最も期待したことは、酒類を積んだアメリカ向け船舶に対してカナダが出港許可を与えない取り決めを結ぶことであった。アメリカ側の提案は、(1)酒類を積んだ船舶の出港をアメリカ側に通報する、(2)250トン以下の船舶で酒類を積んでいるものに対しては出港許可証を発行しない、(3)カナダから出港する船舶には行き先の報告を義務づける、(4)カナダのヴァンクーヴァーに陸揚げされた酒類をユーコン準州に運ぶ場合にアラスカを通過することを認める、(5)水路、陸路、空路などあらゆる方法での酒類の密輸行為についてカナダ側がアメリカ側担当官に通報することによって密輸を防止する、(6)アメリカの禁酒法を侵した人間を引き渡すための協定を結ぶ、などであった⁽²⁰⁾。会議は3日間にわたって行われ、酒類密輸に関するさまざまな問題が検討されたが、最も難航したのは、アメリカの禁酒法に抵触した人物の引渡し、および船舶に対する出港許可証の発行拒否の問題であった。カナダ側がアメリカ側の要求を全面的に受け入れられなかった理由について、1923年12月1日付『ニューヨーク・タイムズ』は次のように解説している。一つは、カナダ連邦制の性格上、自治領の法律と諸州の法律の間に相容れない部分があること、もう一つは、アメリカの要求に応えるために国境警備員や税関職員の数を増やすなど、カナダ側に財政的負担がかかることであった。結局、カナダ側はアメリカへの酒類の輸出を禁止すること、および密輸業者を引渡すことは拒否したものの、酒類を積んで国境を越える船舶に関する情報をアメリカ側に提供すること、および積荷や行き先に関して不審な船舶に対しては出港許可証を発行しないことで同意した。そして、これらの取り決めはヒューズ・ラポワント条約として1924年6月にワシントンで調印され、翌1925年7月に発効した。

しかし、これで密輸問題がすっかり解決したわけではなかった。アメリカはその後も酒類を積んだアメリカ行き船舶に対する出港禁止を求めて、カナダに外交的圧力をかけ続けていた。1926年8月、政府は禁酒法実施担当の財務次官補、リンカーン・C・アンドルースを特使としてオタワに派遣して、酒類密輸をなくすための会談の開催についてカナダ政府と交渉を行おうとした。これに対してカナダ側の反応は冷やかなものであった。「今回オタワに派遣されたアメリカの使節の意図は明らかである。カナダの出荷リストを管理し、船舶の所有者たちに自分たちの意向を押しつけようとしているのだ。それは耐えられない要求である。カナダの首相がそれに応ずるとは信じ難い」。⁽²¹⁾『ニューヨーク・タイムズ』はカナダの新聞の論評の一部をこう伝えている。アメリカ側が密輸問題をめぐる米加間の会談を強く要求している頃、カナダでは酒類の密輸の実

態を調査するための委員会が発足していた。カナダはアメリカの要求に対して、密輸問題が調査中であることを理由にアメリカとの協議を拒否した。

カナダ側が譲歩を見せ始めるのは、密輸の問題がカナダからアメリカに運び込まれる酒類に限った問題ではなく、逆にアメリカからカナダに不法に運び込まれる品物があることが問題になり始める1927年頃からである。密輸が一方通行ではないことははやくも1925年に新聞で報道されていた。それによると、カナダからアメリカにウィスキーを運んだ同一人物が、アメリカからカナダに煙草を運び返していた事実があった⁽²²⁾。1927年にはアメリカから煙草のほか絹が持ち込まれたり、あるいは質の悪いアルコールがカナダに持ち込まれ、それでウィスキーを製造して安値で売ることがしばしば問題になっていた。このように密輸がアメリカだけの問題ではなく、カナダにとっても重大な関心事となったため、米加間の話合いが、1927年8月30日付『ニューヨーク・タイムズ』によれば、「予想もしなかった新しい角度」から見直されることになったのである。

カナダの調査委員会は、1927年10月15日に調査結果を政府に報告し、次の通り勧告した。まず、カナダの都市からアメリカに向う船舶、自動車などで酒類を積んでいるものに関しては通関を認めない。つぎに、酒類の輸出には1ガロンにつき9ドルの税金を課す。当時、国内で消費される酒類には1ケースにつき10ドルの消費税が課せられていたのに対して、輸出用にはまったく課税されていない点を指摘したものである。さらに、勧告には酒類製造業者の帳簿の基準を定め、酒類の販売・譲渡などについて政府が調べられるようにすることが含まれていた。また、国境沿いにアメリカ側の入国管理事務所と背中合わせにカナダ側の入国管理事務所を設けて、2国間の通商上のめんどろな手間を省くことも提案された。この提案は、アメリカ財務省が考えていた計画に近いものであった⁽²³⁾。調査委員会は、酒類の出荷停止はカナダに運び込まれる密輸品を減らす効果もあるとの結論を得ており、報告書の勧告はアメリカ側の要求にほぼ沿った内容となった。折りしもワシントンにカナダ公使館が開設され、アメリカとカナダがイギリスの介入なしに直接外交交渉を行うことのできる関係になった時期と一致していることは興味深い。

にもかかわらず、アメリカがかねてから要求していた密輸問題に関する米加間の会談がやっと実現したのは1929年1月であった。1月8日からオタワで開催された3日間に及ぶ会議には、アメリカ側から沿岸警備隊司令官のF・C・ビラードらが出席した。アメリカ側が最も主張したのは、酒類を積んだアメリカ向け船舶の出港をカナダが禁止することが密輸防止のための唯一の効果的な方法だという、従来からの主張であった⁽²⁴⁾。さらにアメリカ側は、1924年のヒューズ・ラポワント条約のもとで行われてきた情報交換制度は不十分で現状に合わなくなっているの、密輸業者をもっと特定できるように条約を改定したい意向を表明した⁽²⁵⁾。このように酒類密輸に関してカナダ側の責任を強調したアメリカ側の主張に対して、カナダの世論は反発を強め

た。アメリカの禁酒法がうまく行かないのはアメリカの責任でありカナダとは関係がない、アメリカの法律に協力する必要はない、といった声が主流を占めていた⁽²⁶⁾。カナダ側はアメリカの提案に反論して、条約改定の必要はなく、むしろ規制を強める方向で解決していけばいいと主張した。アメリカが主張するように条約を改定すると、酒類の取引はもっと地下に潜行した形で行われるようになるため、かえって扱いが難しくなるというのが、カナダ側の論拠であった⁽²⁷⁾。1929年1月11日付『ニューヨーク・タイムズ』の解説によれば、カナダがアメリカの要求を拒否したのは、第1にカナダのほとんど全ての州で酒類の販売が合法と認められていること、第2にアメリカは隣国の協力を要請する前に禁酒法を自らの努力で実施する必要があるとカナダ側が考えたことが理由であった。

このように米加間の協議では酒類の出荷禁止の問題について合意に達することはできなかった。その後もカナダ側に酒類の出荷禁止を求めるアメリカの主張は繰り返され、それに対するカナダ側の根強い反発も続いていた⁽²⁸⁾。しかし、アメリカ、カナダともに事態は少しずつ変化していた。アメリカでは、密輸の取締り強化を強く望むカナダ側の主張に応じて、1929年6月、禁酒法の見直しを公約したフーヴァー政権のもとでウィカースハム調査委員会が発足し、禁酒法の実施状況について調査を始めることになった。その結果、1930年1月、禁酒法実施局を財務省から法務省に移すこと、および最も効果的な対策として、国境沿いに何万もの武装したパトロールを配置して国境警備を強化することなどが提案された⁽²⁹⁾。一方、カナダはアメリカ側の要求を拒否したものの、政府内ではアメリカの要望に沿う方向で酒類の密輸問題が検討されていた。アメリカとの友好関係をとくに重視するカナダのマッケンジー・キング首相は、アメリカに対して協力的な態度を示したいと考えていた。1929年11月3日付『ニューヨーク・タイムズ』の分析によれば、キングは「和睦と妥協」を求めていたので、「アメリカの反感を買うような事を言ったり」、敢えて困難な道を選んだりするつもりはなかったのである。1930年3月、キングは酒類の輸入を禁じている国への酒類の輸出を禁止し、これに違反した船舶には出港許可を与えないよう規定した法案をカナダ下院に提出した⁽³⁰⁾。この法案は問もなく議会を通過し、リチャード・コットマンによれば、「アメリカが外交的勝利を達成した」ことになった⁽³¹⁾。しかし、このころまでにはアメリカは禁酒法廃止の方向へ進んでおり、酒類の密輸をめぐるカナダを非難する傾向はみられなくなっていた。さらに、アメリカ、カナダともに大恐慌の影響が深刻になり、密輸などよりももっと解決を迫られる問題を抱えることになった。そのため、酒類の密輸をめぐる両政府の接触は自然に中断されたままとなった。そして、1933年、アメリカで禁酒法の廃止を決めた憲法修正第21条が確定し、両政府は約10年にわたってアメリカ、カナダを揺さぶり続けた酒類の密輸問題から解放されたことになる。

4. カナダ方式への注目

アメリカの禁酒法はもともと第一次世界大戦中の物資節約の考え方を背景に生まれたもので、繁栄を誇る1920年代にはむしろそぐわない要素があった。しかも、修正第18条が議会を通過した1917年には、全体の3分の2の州で禁酒法が実施され、全人口の3分の2近くが禁酒州で生活していたにもかかわらず、はやくも実施2年後の1922年には、世論調査の回答者900,000人のうちの5分の2が修正第18条の改定を、そして5分の1が廃止を望んでいるという状況で、当初から多くの矛盾を含んでいた。やがて酒類の密輸、密造、密売など禁酒法の弊害が社会問題になり始めると、禁酒法の見直しを真剣に考える傾向がみられるようになった。こうした傾向は『ニューヨーク・タイムズ』の論調にも明確に表れており、中でも隣国カナダの例を参考にしながら、アメリカの禁酒法の見直しを迫ろうとする傾向が目立った。

はやくも1922年7月22日、『ニューヨーク・タイムズ』は「禁酒州の方が非禁酒州よりもよく飲む」という見出しで、カナダの禁酒州と非禁酒州の実態を比較した記事を掲載した。それによると、酒類の販売が公営化しているケベック州の人々は他の禁酒州の人々ほど飲酒量が多くないとしている。つまり、ケベック州の1年間の酒類総販売額が1921年に1500万ドルだったのに対して、禁酒州のマニトバでは約1220万ドルに達した。マニトバ州の人口はケベック州の人口の5分の1なので、1人当りの酒類の消費量はマニトバ州の方が多くなることになる。しかも、このマニトバ州の数字の中には不法に入手した酒類は含まれておらず、すべて医師の処方に基づいて販売されたものだけでこの額に達したことになる。さらに同記事は、ケベック州の酒類販売額の約半分は地元住民以外に販売されたものであり、その半分はアメリカ人旅行者に売ったものと仮定してもよさそうだと述べている。

『ニューヨーク・タイムズ』は禁酒法をめぐるカナダの世論の動向にも敏感である。とくに禁酒の問題が選挙結果にどのように反映されたかについては、つねに詳しい報道がなされてきた。たとえば1923年7月1日付同紙は、オンタリオ州の選挙で禁酒法の存続について住民投票を約束した政党が、禁酒法の現状維持を主張した政党を抑えて勝利を取ったことを、「絶対的禁酒派カナダで敗北」という記事の中で伝えている。同記事はさらに、「絶対的禁酒派に最も大きな打撃」としてマニトバ州でも禁酒法見直し派が圧倒的勝利を取ったことを伝えた。そして、カナダ自治領の人口の40パーセントが法による禁酒に反対の決定を下したと結んでいる。しかし、同紙はこうした結果を禁酒派の敗北、禁酒緩和派の勝利といった形でとらえるのではなく、「禁酒を実験した結果、穏健派の見解がまさり、酒類販売の公営化など別の方法が可能になったことを意味している」と分析している。同年11月13日には、そのマニトバ州で住民投票の結果禁酒法の廃止が決まり、酒類の販売が政府の手に委ねられたことが伝えられた。またアルバータ州でも、禁酒法

に代わって酒類販売の公営化が投票によって決定したことが報道され、1924年5月13日付『ニューヨーク・タイムズ』は、「8年に及ぶ禁酒の後アルバータ州は『非禁酒』に目覚めた……」と表現した。一方、オンタリオ州では同年10月に行われた住民投票の結果、4万票の差で禁酒法の存続が支持されたことも伝えられた（10月25日付）。

このようにアメリカは禁酒問題の解決を模索する中でつねにカナダの動向に関心を払っていたが、中でもアメリカの注目を集めたのが、酒類取扱事業を政府の手に委ねて公営化する「ケベック方式」といわれる方法であった。ケベック州は、人口の大部分がフランス系住民でカトリックのため、飲酒の習慣や酒類に対する考え方もプロテスタントを主流とする他の州とはやや異っていたが、1921年に酒類販売を公営化し、この新しい試みが禁酒法にとって代わる方法として注目されていた。1923年7月31日付『ニューヨーク・タイムズ』は、「ケベック州で政府による酒類販売成功」という見出しを掲げ、「カナダではあるビジネスがうまくいっている。それはケベック州酒類管理委員会である。……〔発足〕2年目の利潤総額は、400万ドルとなった1年目をかなり上回る見込みである」と、第1面で報道した。さらに、11月11日付同紙は「ケベック方式の支持者たちは、……すべての禁酒州は間もなく政府管理方式を受け入れることになるだろうと予言している」と述べ、ケベック方式を高く評価した。事実、この政府管理方式は他の州の住民投票で支持され、1922年にはマニトバ州とアルバータ州で、1924年にはサスカチュワン州でそれぞれ採用された。

ケベック方式が支持されたことについて、1924年3月2日付『ニューヨーク・タイムズ』はこう分析している。「禁酒志向が弱くなっているということではなく、もしも多数の大衆が邪悪なことから抜け出そうとしていれば、密輸業者を富ませるより家計の収支が見合うようにすべきだと信じる人が増えたということだ」。また、1925年3月6日付同紙は、カナダの禁酒問題に取り組む基本姿勢が「人々に飲酒を思いとどまらせることはできない」といった考え方に基づいていると、解説している。つまり、禁酒の徹底は不可能であることを前提に生まれた酒類取扱の公営方式であった。中でもとくに注目された点は、酒類の販売による利益が政府の財源を豊かにするという経済的な側面だった。ケベック州酒類管理委員会の報告によれば、1921年から1924年までの酒類の売上総額は54,724,255ドルで、政府の得た利益は10,605,365ドル、1924-25年度には売上総額が19,812,781ドル、利潤が合計4,417,097ドルに達した⁽³²⁾。こうした利益の中には、ケベック州住民の消費によるものばかりでなく、禁酒法を実施している近隣諸州やアメリカに流れ込んだ分も含まれていた。したがって、ケベック州が酒類の販売で利益を上げていることは近隣諸州にとっては「甚だ不愉快な」ことであり、「ケベック州の財政の豊かさが、〔財政難で住民に重税を課している〕他の諸州の賞賛と羨望の的」となって、カナダにケベック方式を普及させる要因となったと、『ニューヨーク・タイムズ』は分析している⁽³³⁾。もちろん、公営方式が酒類の密

造、密輸などの問題解決に役立ったことも事実だった。ブリティッシュ・コロンビア州では1921年に公営方式に切り替えた途端に、飲酒を許可する医師の処方数が約半分に減った⁽³⁴⁾。酒類が公然と手に入るようになれば、ブラックマーケットを利用する人は少なくなり、質の悪いアルコールによって健康を害する恐れもなくなるのは当然である。これらの点でも、ケベック方式が禁酒法の弊害を改善するとして評価される理由となった。

アメリカにケベック方式を導入しようという声があがり始めるのは1926年頃である。このころまでには禁酒法が失敗だったことが明らかになり、修正第18条を廃止・修正する法案がたびたび議会に提出されていた。そして修正第18条をどのように修正するかが議論の焦点になり始めていた。1926年3月、禁酒法の改定を主張する一人の牧師が説教の中で、ケベック州における成果を次のように説明しながら、ケベック方式の採用を提案した⁽³⁵⁾。まず、密輸が一掃され、酒場がなくなり、悪質な酒類が追放された。酔っぱらいはむしろ減り、法と秩序に対する尊重の念が回復した。さらに、州の財政は豊かになり、そのために道路や学校や福祉事業が充実したというのである。4月にはコロンビア大学学長のニコラス・M・バトラーが、禁酒法を廃止してケベック方式に類似した州政府直営の酒類販売店を設けることを提言している⁽³⁶⁾。バトラーは禁酒問題が「今日最大の問題」であり、この問題の解決に失敗した政党は致命傷を負うことになるとした上で、ケベック方式の採用こそアメリカの禁酒問題を解く鍵であると主張した⁽³⁶⁾。バトラーはこのときニューヨーク州知事選挙への出馬が予定されていたので、彼の発言は『ニューヨーク・タイムズ』の第1面で大きく取り上げられた。ニューヨーク州選出の上院議員ジェームズ・ワズワースも、修正第18条の廃止とそれに代わるケベック方式の採用を希望していることを表明した⁽³⁷⁾。

議会でも、修正第18条を廃止したり修正したりする動議は1921年以来毎年提出されていたが、1926年頃からは頻繁に提出されるようになった。中でもメリーランド州選出の上院議員、ウィリアム・C・ブルースは修正第18条を修正して酒類を州政府が管理するカナダ方式に改めることを積極的に提案したことで、『ニューヨーク・タイムズ』にもしばしば取り上げられた。ブルースは1925年12月に上院に法案を提出して以来、1926年3月、1927年12月と、たてつづけに法案を提出して、カナダ方式の導入を主張した⁽³⁸⁾。また、1926年6月には上院議員5名が酒類取扱事業をケベック州と同様に公営化する法案を提出したが、この法案を起草したのもブルースであった。ブルースが目指していたのはケベック州で実施されている方法で、5人の委員からなる州の管理委員会が州政府の名で酒類取扱事業を経営管理することであった⁽³⁹⁾。カナダの公営方式は、1926年4月に上院法務委員会の公聴会でも取り上げられた⁽⁴⁰⁾。禁酒法の改定を目指す側はカナダから2人の証人を公聴会に招き、カナダ方式の利点を強調した。2人の証言によれば、カナダのマニトバ州では酒類の販売を公営化した結果、犯罪が減って「マニトバの奇跡」が起った。そ

して、ワインやビールといった軽い酒の利用が多くなる反面、ウィスキーなどの強い酒を飲む人は減ったという。また、ケベック州でも強い酒は飲まれなくなり、売られた強い酒の90パーセントがアメリカ人の手にわたっているという証言がなされた。また、ブルースは諸州に対して、修正第18条を修正して酒類を政府の管理下に置くことを連邦議会に請願するよう働きかけた⁽⁴¹⁾。ブルースによれば、禁酒法をすっかり廃止してしまうよりも、ケベック方式と各州独自の選択権を認めたやり方を合わせた形の酒類管理制度を確立する方向に修正第18条を修正した方が、支持を得るのに有効ではないかと考えたからである⁽⁴²⁾。

ブルースがカナダ方式を評価していたのは、酒類販売の公営化という点だけでなく、酒類取扱に関する問題が中央集権的ではなく地方分権的な方法で処理されていた点にあったといってもよい。禁酒の問題についてアメリカがカナダと大きく違っていた点は、アメリカでは禁酒法が国の基本法に組み込まれてしまったところにある。この点でも、判断が各州に委ねられていたカナダの例はアメリカの関心を引くことになった。1926年4月12日付『ニューヨーク・タイムズ』社説はこのことに触れ、次のように解説している。同紙は、禁酒法がカナダの基本法となっていないことを「最大の利点」であるとした上で、カナダでは「各州が実験室のようだ」と述べた。また、州政府の経営する酒類販売店で酒を買うことのできるカナダ方式は、「理想的な制度かどうかは別として、腐敗堕落した、見せかけだけの禁酒法を改善したことだけは否定できない」と、評価した。そして、地方の政府がそれぞれの方法で社会の問題を解決するのがアメリカ本来のやり方であるのに、修正第18条の採用はそうした地方ごとの「試行錯誤による処理」を不可能にしたと、結んでいる。同紙は1929年11月2日の社説でも次のように述べている。アメリカ人は「一定の自己批判なしに……カナダの友人たちの優れた知恵を見ることはできないだろう」。カナダでは「撤回のできな連邦の基本法が諸州の人々を禁酒という滅亡寸前のものに縛りつけていない」ので、「各州の人々が酒類の取扱を自分たちの好きなように自由に」決めたり変更したりすることができる。だから、「改善、進歩、調整が可能なのだ。ところがここアメリカでは、修正第18条の束縛によって、各州で州民多数の希望を反映して酒類に関する法律をつくる権利が抑えつけられている」。

はじめカナダのケベック州とブリティッシュ・コロンビア州で試みられた酒類販売の公営方式は次第にカナダ各州に普及し、1927年にはオンタリオ州でもケベック方式が採用されたことで、ほぼカナダ全域で禁酒法に代わる公営方式が採用された。このとき『ニューヨーク・タイムズ』は「禁酒を実行できない禁酒法に嫌気がさしたアメリカ人がその成果を注意深く見守るだろう」と述べた⁽⁴³⁾。同紙は、カナダ諸州が禁酒法を試みた後、次々に「禁酒法をあきらめて」公営方式に切り替えたことに注目して、「政府直営の店で混ぜもののないウィスキーを、しかも法外でない値段で買えることがわかったら、わが国の密輸業者はいったいどれくらい持ちこたえられ

るだろうか……」と述べ、禁酒法の弊害を解決する鍵が公営方式にあることを示唆した。ケベック方式、あるいはカナダ方式は、禁酒法改定のためのいくつかの方法の一つとしてたびたび議会に提出されたが、可決されるにはいたらなかった。しかし、カナダでの実験とカナダ方式の提案は、修正第18条の廃止を求める運動に一つの方向を示したことは否定できないであろう。

5. おわりに

アメリカは、禁酒が徹底しない原因の一つがカナダにあるとしてカナダ側に協力を求めた。国内問題がうまく解決できないときにまず近隣諸国や同盟国に責任を転嫁したり、あるいは協力を要請したりするアメリカの対処の仕方は、現在にも共通するところがあって興味深い。とくに1920年代前半、アメリカ人の関心はカナダからの酒類密輸をいかに防ぐかといった点に集中していた。しかも、自国の国境警備を改善・強化することよりもカナダ側に密輸の取締りを要求することに重点が置かれていた。つまり、アメリカ側がカナダに求めて交渉したのは、カナダの国内法を改定して、アメリカのように禁酒法を実施している国に対する酒類の輸出を禁止すること、同時にカナダ側の通関業務をきびしくして酒類の持ち出しをチェックすることであった。こうしたアメリカ側の一方的な要求は、カナダ側にさまざまな負担を強いるものであり、カナダの人々には不愉快であったろう。当然である。しかし、1920年代のアメリカは経済的にも軍事的にも強国に成長しており、カナダとしては国境の安全を考えるとアメリカの要求を完全に無視できない複雑な事情があった。また、カナダが外交的にイギリスから独立して外交権を得た1920年代後半は米加間で直接交渉が行われるようになり、米加間の関係は緊密になった。とくにアメリカとの友好関係を重視するキング政権のもとで、カナダ側がアメリカの要求に譲歩する姿勢がみられた。

一方、1920年代後半になると、カナダ側に協力を期待するばかりでなく、むしろ酒類の取扱についてはカナダの経験を参考にしてカナダ方式を採用しようとする動きがアメリカにみられるようになる。アメリカとカナダは歴史的に類似した経験を多く持ち、そのため互いに影響し合う傾向があったが、どちらかといえばアメリカがカナダに影響を与えた例が目立つ。そうした中で、禁酒の問題ではカナダが先行し、アメリカがその経験に影響されるという珍しい展開となった点が注目される。

さらに、禁酒法時代の米加関係で注目されることは、隣接するカナダの存在が禁酒法による心理的抑圧から人々を解放し、アメリカがパニック状態に陥るのを防いだことである。さまざまな理由があったとはいえ、憲法で禁酒が定められている状況は現代の視点からは狂気としかいいようがない。多数のアメリカ人があらゆる意味での抑圧を感じたのは当然であり、禁酒が完全に実施されていたならば、この抑圧状態がいつか爆発してアメリカ社会をパニック状態に陥れることもあり得たであろう。しかし、実際には人々は「禁酒を実行できない禁酒法」のもとで生活して

いたわけである。カナダからの密輸酒だけでなく、飲酒を目的としたカナダ旅行もまた当時のアメリカ人を抑圧状態から救っていたといってもよい。1926年4月7日付『ニューヨーク・タイムズ』は、ニューヨーク州議会議員ら5人がカナダの酒類取扱の実態を調査に出かけることを報じながら、そのことを「5人にとっては明らかに楽しみな旅行」であるとして、彼らに飲酒の機会があることをうらやましげに示唆している。実際にカナダを訪れて酒類を手にいれたり、飲酒の楽しみを経験した人の割合がそれほど多くはないとしても、カナダの存在がアメリカ人にとって一種の心理的なはげ口になっていたことは間違いないであろう。その意味において、カナダは禁酒法時代のアメリカ社会の行き詰まりを防ぐための一種の安全弁であったという見方もできる。

註

- (1) 各種文献リストを見る限り、禁酒法に関する研究が目につくのは1960年代までで、それ以降は論文、研究書ともにあまり目立たない。
- (2) Richard N. Kottman, "Volstead Violated: Prohibition as a Factor in Canadian-American Relations," *Canadian Historical Review*, No. 43 (June, 1962), pp. 106-26.
- (3) *New York Times*, April 2, 1922.
- (4) *Ibid.*, June 18, 1925.
- (5) *Ibid.* January 5, 1929.
- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*, April 5, 1922.
- (8) *Ibid.*
- (9) Andrew Sinclair, *Prohibition: The Era of Excess*, Boston: Little, Brown and Company, 1962, p. 184.
- (10) *New York Times*, August 31, 1924.
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.*, February 1, 1925.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*, March 21, 1927.
- (15) C. P. Stacy, *Canada and the Age of Conflict*, Vol. II, Toronto: University of Toronto Press, 1981, p. 46.
- (16) Kottman, p. 111.
- (17) *Ibid.*
- (18) *New York Times*, September 9, 1923.
- (19) Kottman, p. 112.
- (20) *New York Times*, November 27, 1923; November 30, 1923.
- (21) *Ibid.*, September 4, 1924.
- (22) *Ibid.*, May 1, 1925.
- (23) *Ibid.*, February 7, 1928.
- (24) *Ibid.*, January 11, 1929.
- (25) *Ibid.*
- (26) Kottman, pp. 115-16.

- (27) *New York Times*, January 11, 1929.
- (28) 1929年5月21日, カナダの国税大臣が議会で演説し, カナダ議会は断じてアメリカの要求に屈しないよう主張し, その論拠として次の点を挙げた。(1)カナダでは酒類輸出は合法であること, (2)税金の負担が増大すること, (3)アメリカに流入する酒類が少量であること, (4)地下ルートを生む危険性があること, (5)アメリカが禁酒法の実施能力に欠けていること。(Canada, Parliament, *House of Commons Debate*, 1929, pp. 2692-97.
- (29) *New York Times*, January 7, 1930.
- (30) Canada, *House of Commons Debate*, 1930, I, p. 244.
- (31) Kottman, p. 126.
- (32) Sinclair, p. 244, p. 313.
- (33) *New York Times*, March 2, 1924; July 19, 1924.
- (34) *Ibid.*, July 19, 1924.
- (35) *Ibid.*, March 26, 1926.
- (36) *Ibid.*, June 6, 1926.
- (37) *Ibid.*, April 5, 1926.
- (38) *Ibid.*, April 6, 1926; United States, Senate, *Senate Journal*, 1925-1927.
- (39) *New York Times*, June 15, 1926.
- (40) *Ibid.*, April 11, 1926.
- (41) *Ibid.*, January 19, 1927.
- (42) *Ibid.*
- (43) *Ibid.*, March 11, 1927.